

京都市消防局訓令乙第17号

各 部
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防公文書取扱規程の一部を次のように改正する。

平成31年3月26日

京都市消防局長 荒木 俊晴

第3条第1項中「(次項において「総務課長」という。)」を削り、同条第2項ただし書を削り、同条第4項中「総務課長を」の右に「, 消防分署 (以下「分署」という。) にあっては消防課長を」を加え、同項ただし書を削る。

第9条第2項中「消防署長」の右に「(以下「署長」という。)」を加える。

別表局長の項中「消防署長 (以下「署長」という。)」を「署長」に改め、同表署の項中「副署長, 消防分署長」を「消防分署長 (以下「分署長」という。), 副署長」に改め、同項の次に次の1項を加える。

分署	分署長	課長又はこれに準じる者
----	-----	-------------

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

(消防局総務部総務課)